

■ 潮来市国民健康保険(～74歳)加入者の皆様へ ■

「国民健康保険被保険者証」が8月1日から切替になります！

8月1日からの保険証は、世帯主宛に7月下旬までに郵送する予定です。
(保険証の有効期限は、令和3年8月1日～令和4年7月31日です)

▶70歳～74歳の方について

- 「被保険者証」と「高齢受給者証」を一体化し、医療機関の窓口で支払う一部負担金の割合を記載した「被保険者証兼高齢受給者証」を郵送します。
- 令和3年8月2日から令和4年7月31日の間に75歳になる方については、保険証の有効期限が75歳の誕生日の前日となります。

茨城県国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証	有効期限 令和 年 月 日	記号 潮来 番号 (枝番)
氏名	〇〇 年 月 日 性別	負担割合 割
生年月日	〇〇 年 月 日	
適用開始年月日		
世帯主氏名		
住所	茨城県潮来市〇〇	
高齢受給者証発効期日	令和3年8月1日	
交付年月日	令和3年8月1日	
交付者の名称 及び 印	潮来市	公印
保険者番号	茨城県潮来市社626 080531	

70歳～74歳の方に対しては、「兼高齢受給者証」、「高齢受給者証発効期日」及び「負担割合」が表記されます。

※「負担割合」には以下いずれかの割合が記載されます。
 ・2割
 ・3割

▶「国民健康保険」の手続きについて

就職して新しい健康保険証の交付を受けた方は手続きが必要です

社会保険等に加入した方は、国保を喪失する手続きが必要となりますので、国保保険証と新しい健康保険証の両方を持参し、喪失手続きをしてください。

職場を退職して健康保険を喪失した方は手続きが必要です

社会保険等の職場の健康保険を喪失した方は、国保に加入する手続きが必要となりますので、健康保険資格喪失証明書（退職された方本人のみの加入の場合は、退職証明書）、世帯主の方の認印及び運転免許証などの身分証明書をご持参のうえ、加入手続きをしてください。

※世帯主の方がお越しになれない場合は、委任状が必要となります。

修学のため転出する学生の方は、手続きが必要です

就学などによる転出後も、引き続き潮来市の国保を使用する場合には、在学証明書、世帯主の方の認印及び運転免許証などの身分証明書をご持参のうえ、学生保険証の交付手続きをお願いします。（年度ごとに手続きが必要です。）

※世帯主の方がお越しになれない場合は、委任状が必要となります

【お問合せ】 市民課 保険年金グループ ☎63-1111 内線111・122